



神奈川県

KANAGAWA

あなたを悪質商法から守る

契約のきりふだ

青少年編

あなたもトラブルにあつてしまふかも!?



カナウソ

定期購入

お試し限定価格！まさか毎月届くなんて…



✓ ネット通販では内容確認を忘れずに！

- ・インターネット通販では、事業者は契約内容（定期購入の場合は、回数、総額など）や返品の可否をわかりやすく表示しなければならないことになっています。注文する前に、条件をよく確認しましょう。
- ・クーリング・オフはできませんが、場合によっては解約できることもあります。困った時は、消費生活センターに相談を。
トラブルになった時のために、最終確認画面をスクリーンショットなどで記録しておきましょう。



悪質な通販サイト

ネット通販で買ったバッグ、もしかして偽物？



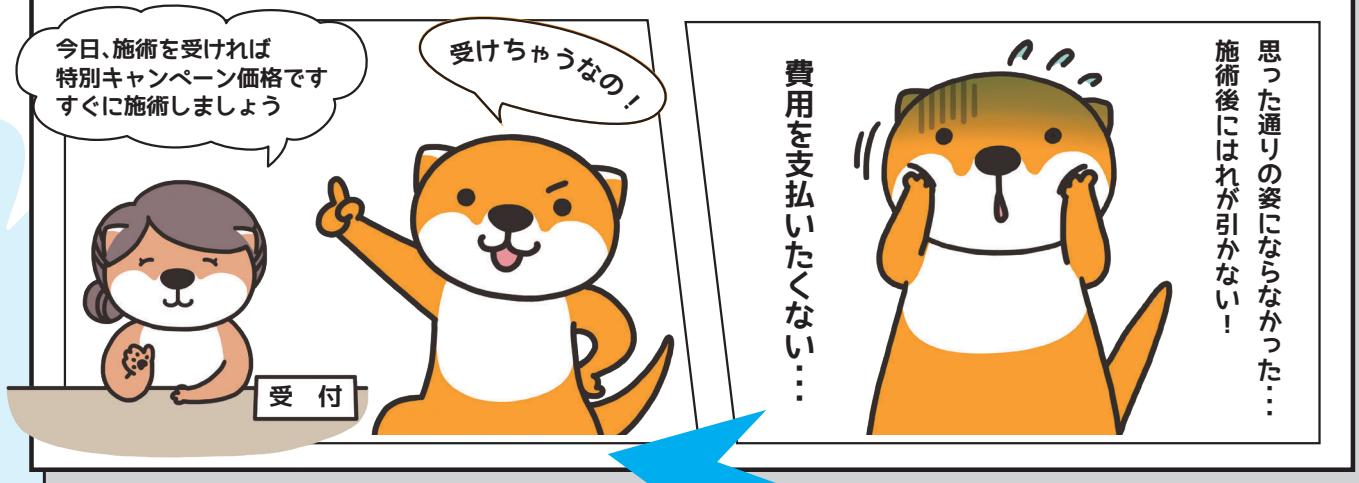
✓ 購入前に悪質通販サイトではないかよく確認しましょう！

- ・相談が寄せられる通販サイトには下記のような特徴が見られます。
少しでも怪しいと思ったら注文しないようにしましょう。
 - 正規の値段より極端に安い
 - 市場では希少なものが、このサイトでは入手可能となっている
 - サイト内の説明が不自然な日本語の文章となっている
 - キャンセル、返品、返金のルールがどこにも記載されていない
 - サイトに正確な運営情報（運営者氏名、住所、電話番号）が記載されていない
 - 支払方法が、前払いや代引き配達に限定されている。振込先の銀行口座の名義が個人名になっている・・・など



美容医療

急いで方があ得だというから



✓ 契約を急がせる場合は注意が必要！

- 今すぐ施術するとお得だと急かされたり、モニター契約等を勧められても、その場で契約・施術をしないようにしましょう。
- 施術前にリスクや副作用の確認をしましょう。
- クレジットやローンを負担してまで、必要な施術なのかよく考えましょう。
- 不安に思ったり、トラブルになった場合は、消費生活センターに相談しましょう。



脱毛エステ

まさかお店がなくなるなんて？！



✓ 先払いでの契約は慎重に！

- 長期間、複数回、高額な契約は慎重に検討しましょう。
- 事業者が倒産して破産手続きが開始された場合、返金等について直接事業者と交渉することはできません。
- 役務(サービス)の提供期間内で施術回数が残っていて、クレジット分割払いをしている場合はクレジット会社に対して以降の支払いを停止するよう主張することができます。



賃貸物件の原状回復

え？！こんなにお金がかかるの？

アパートの部屋を
退去する事になった



ドアのキズや、部屋の汚れで修繕費とクリーニング代
20万円の原状回復費を請求されたなの～



✓ プロblemsを防ぐためには入居前の行動が大切！

- 契約前に契約書の内容を必ず確認し、入居する時は、キズ・汚れなど現況の写真を撮り記録に残しましょう。
- 鍵の交換やハウスクリーニング費用を借主負担とする特約は有効となるため、注意しましょう。
- 原則、借主の故意・過失によるキズや汚れ、ペットやタバコなどにより生じた汚れなどは、借主が原状回復を行う義務を負うので、日頃からきれいに使うことを心がけましょう。



害虫(ゴキブリ)駆除サービス

ネットの価格と違う！

アパートの部屋にゴキブリが出た…
害虫駆除サービスを検索して上方に安価な
料金の広告を見つけたから依頼したなの～



見積もり額が10数万円と高額だ
つたから迷っていたら、すぐに作
業が終了して料金を請求された。

業者から
「ほかにも卵がある。薬による対
策が必要だ」といわれた。



✓ インターネット上の金額をうのみにしない！

- ハチやゴキブリ、ネズミ駆除などの「害虫・害獣駆除サービス」は、駆除を急ぐあまり慌ててしまい、安価な料金の広告につられてしまいがちです。極端に安い価格を表示するサイトや広告には注意しましょう。
- 複数社から見積りを取って比較・検討しましょう。不安をあまり、契約を急かす業者とは契約しないようにしましょう。
- 消費者から連絡した場合でもクーリング・オフできる場合があります。困った時やトラブルになった場合は、消費生活センターに相談しましょう。



マルチ取引

投資の学習用教材、先輩から勧められて買っちゃった！



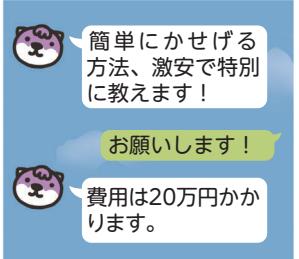
✓ よくわからない契約はきっぱり断る

- 友人や先輩から言葉巧みに勧説され、借金してまで契約させられたがもうからず、借金だけが残るといった、いわゆるマルチ商法のトラブルに巻き込まれることがあります。
- 人を勧説すれば報酬が得られると言われ勧説した結果、金銭トラブルが生じるなど、これまでの人間関係を壊す事態になることもあります。
- もうけ話をうのみにせず、よく分からぬ契約はきっぱりと断りましょう。



SNSによる副業

SNSで知り合った相手からのもうけ話、話が違う!?



✓ 「簡単にもうかる」話はありません！

- SNSのみでつながっている相手との取引は、連絡が取れなくなる等のリスクがあります。
- 「簡単にお金をかせげる」ことはありません！利用規約などで内容や条件を確認してから契約しましょう。
- 内容が十分理解できない場合は契約しないようにしましょう。



オンラインカジノ

国内から接続して利用すると罪に問われるって本当?

オンラインカジノを紹介するサイトを見つけたの~
ガッポガポもうけるの~



日本国内からオンラインカジノにアクセスして賭博を行うことは犯罪です。



✓ オンラインカジノの利用は違法行為です！

- ・オンラインカジノを利用することは日本では刑法で定める「賭博罪」に該当し違法です。海外で合法的に運営されているオンラインカジノでも日本国内から接続して利用すると賭博を行ったことになり罪に問われます。
- ・「簡単にもうかる」等の甘い言葉をうのみにしないようにしましょう。
- ・不審な勧誘を受けても利用せず、内容が良く分からぬ契約をしないようにしましょう。



投資用マンションの購入

強引な勧誘で契約させられた！

え？ 本当にもうかるの？



マンションを買えば、家賃収入や値上がり益で大きくもうかりますよ！

怖いの〜契約するの〜

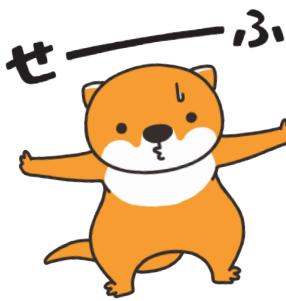


ここまで詳しく説明したのに断るなら、損害賠償を請求しますよ！

✓ 強引な勧誘や、リスクの説明が不足している勧誘が多くあります。

- ・契約の意思が無ければ会う約束をせず、訪問されてもドアをあけずにきっぱり断りましょう。
- ・不動産には建物の価格下落リスクや、家賃収入減少のリスクがあり、修繕費や税金などが発生します。
- ・金融機関から融資を受ける際には、虚偽申告をしてはいけません。後で一括返済を求められる可能性があります。
- ・不動産の購入には、長期のローンの支払いなどが発生します。不安に思った場合は、消費生活センターに相談しましょう。





しまった！解約したい！と思ったら、 クーリング・オフ

クーリング・オフとは、一定の期間内であれば「無条件で契約を解除できる制度」です。

クーリング・オフができる期間 (契約書面を受け取った日を含めて数えます)

訪問販売	自宅または職場への訪問販売、催眠(SF)商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス、展示販売など営業所以外で交わした契約	8日間
訪問購入	自宅など営業所等以外の場所で、事業者が消費者から貴金属や着物などの物品を買い取る契約	
電話勧誘販売	事業者の電話勧誘行為によって申込みをした契約	
特定継続的役務提供	エステティックサロン、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス	
連鎖販売取引 (マルチ取引)	個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘する形で、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品、役務の販売	20日間
業務提供誘引販売取引	内職・モニター商法	

！クーリング・オフができないもの

- 自分の意思で使用・消費した健康食品や化粧品などの消耗品
- 自分の意思で店舗に出向いて行った契約(特定継続的役務提供を除く)
- 自動車(リースを含む)、葬儀
- 3,000円未満の現金取引(訪問購入を除く)

通信販売は
クーリング・オフ
できません！

(オモテ面)

郵便はがき

□□□□□□□□□□

○○県○○市○○町
○丁目○番○号

○○○○株式会社
代表者 様

(特定記録郵便)
または(簡易書留郵便)

(ウラ面)

申込(契約)日 □□年□□月□□日

商品等名称

商品等価格 □□□□円

事業者名

担当者氏名

上記日付の申込を撤回(または、契約の解除)します。

つきましては、支払い済みの□□□□円は、
直ちに返金してください。
なお、商品は早急に引き取ってください。

□□年□□月□□日 (記入日)

(契約者) 住所

(契約者) 氏名

はがき(書面)で通知する場合

- ✓ ハガキ等の書面で通知
- ✓ ハガキの両面をコピーし、証拠として、記録が残る「特定記録郵便」や「簡易書留郵便」を利用
- ✓ 支払いがクレジットの場合、クレジット会社へも通知(A内は不要)
- ✓ あて名は、契約した事業者の代表者

代金が未払の場合や、商品を受け取っていない場合は、A内の記入はしません。

電子メールで通知する場合

ハガキ裏面記載の項目と同様に、契約年月日など必要な情報を記載し、送信したメールは証拠書類として保存しておきましょう。

- 商品や条件によってはクーリング・オフができません。
- クーリング・オフ期間が過ぎても契約を取り消せる場合があります。
- 迷った時や困った時は消費生活センターに相談しましょう。





契約トラブル等で困った時は
消費者ホットライン

い や や
局番なし **188番へ!**

消費者ホットライン188とは?

- 最寄りの消費生活センター等につながる全国共通の電話番号です。
- 電話案内にしたがって自宅の郵便番号を入力することで地域の消費生活センター等につながります。

消費生活センターって?

- 消費生活トラブルに関する相談窓口です。
- 無料で相談できます。
- 相談は電話や来所で受け付けています。

※地域によるため、詳細は確認してください。



県内の消費生活センター(相談窓口)案内

□横浜市	☎045-845-6666	□厚木市	☎046-294-5800 (清川村にお住まいの方も)	□大井町	☎0465-85-5002
□川崎市	☎044-200-3030	□大和市	☎046-260-5120	□松田町	☎0465-83-1228
□相模原市	☎042-775-1770	□伊勢原市	☎0463-95-3500	□山北町	☎0465-75-3646
□横須賀市	☎046-821-1314	□海老名市	☎046-292-1000	□開成町	☎0465-84-0326
□平塚市	☎0463-21-7530 (大磯町、二宮町にお住まいの方も)	□座間市	☎046-252-8490	□箱根町	☎0460-85-7160
□鎌倉市	☎0467-24-0077	□南足柄市	☎0465-71-0163 (中井町、大井町、松田町、山北町、開成町に在住・在勤・在学の方も)	□真鶴町	☎0465-68-1131
□藤沢市	☎0466-50-3573	□綾瀬市	☎0467-70-3335	□湯河原町	☎0465-63-2111
□小田原市	☎0465-33-1777 (箱根町、真鶴町、湯河原町に在住・在勤・在学の方も)	□葉山町	☎046-876-1111	□愛川町	☎046-285-2111
□茅ヶ崎市	☎0467-81-7130 (寒川町に在住・在勤・在学の方も)	□寒川町	☎0467-74-1111 (茅ヶ崎市に在住・在勤・在学の方も)	□神奈川県 (かながわ中央消費生活センター)	
□逗子市	☎046-873-1111	□大磯町	☎0463-61-4100		☎045-311-0999
□三浦市	☎046-882-1111	□二宮町	☎0463-71-3313		
□秦野市	☎0463-82-5181	□中井町	☎0465-81-1115		

あなたの身近な消費生活相談窓口は…

各種お役立ち情報を発信中 つながる・かながわ消費者教育

詳しくはこちら

つながるかながわ



神奈川県

消費生活課(かながわ県民センター6階) ☎045-312-1121(代表)
横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 ☎221-0835